

# 令和7年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年10月23日（木） 午前8時58分から午前10時16分

2 場 所：東地区学習センター

## 3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

## 推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	出	永山 智哉		

## 4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主 査	末次 孝
		主任主事	西 昌平
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	松元 和成
		主幹兼次長	餅原 和郎

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	中井 龍一
	主 事	清水 雄世

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・令和6年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
- ・農地利用(形質)変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地利用最適化推進委員の辞職について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 四元 等 委員 ・ 堀之内 節子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年10月23日(木) 開会 午前8時58分 閉会 午前10時16分

東地区学習センター

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、本田委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、上別府委員、高田委員、岩下委員の3名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号14番の四元委員と15番の堀之内委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第45号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第45号につきましては、1頁から38頁です。

今回の促進計画(案)は、始期が令和7年12月31日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が1万9千509㎡で、畑が22万6千991㎡で、計24万6千500㎡となっています。農地の貸出し者は70人、農地の耕作者となる配分予定者は40人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番は、設定期間が3年です。1番は、賃借権で再設定。2番から12頁の21番は、設定期間が5年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に3頁、3番は、賃借権で新規設定。4番は、賃借権で再設定。

次に4頁、5番は、賃借権で再設定。6番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に6頁、9番は、賃借権で再設定。10番は、使用賃借権で再設定。

次に7頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に8頁、13番は、賃借権で新規設定。14番は、賃借権で再設定。

次に9頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に10頁、17番、18番は、賃借権で再設定。

次に11頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に12頁、21番は、使用賃借権で再設定。

次の22番は、設定期間が9年です。22番は、使用賃借権で再設定。

次に13頁、次の23番から38項の70番は、設定期間が10年です。23番、24番は、賃借権で再設定。

次に14頁、25番は、賃借権で新規設定。26番は、賃借権で再設定。

次に15頁、27番は、賃借権で新規設定。28番は、賃借権で再設定。

次に16頁、29番は、賃借権で再設定。30番は、使用賃借権で新規設定。

次に17頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に18頁、33番は、賃借権で新規設定。

次に19頁、34番、35番は、賃借権で新規設定。

次に20頁、36番、37番は、賃借権で新規設定。

次に21頁、38番は、賃借権で新規設定。39番は、賃借権で再設定。

次に22頁、40番、41番は、賃借権で再設定。

次に23頁、42番、43番は、賃借権で再設定。

次に24頁、44番は、賃借権で新規設定。45番は、賃借権で再設定。

次に25頁、46番は、賃借権で再設定。

次に26頁、47番、48番は、賃借権で新規設定。

次に27頁、49番、50番は、賃借権で再設定。

次に28頁、51番は、使用賃借権で再設定。52番は、賃借権で再設定。

次に29頁、53番は、賃借権で再設定。

次に30頁、54番は、賃借権で再設定。55番は、賃借権で新規設定。

次に31頁、56番、57番は、賃借権で新規設定。

次に32頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に33頁、60番、61番は、賃借権で新規設定。

次に34頁、62番は、賃借権で新規設定。

次に35頁、63番は、使用賃借権で再設定。64番は、使用賃借権で新規設定。

次に 36 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に 37 頁、67 番、68 番は、賃借権で再設定。

次に 38 頁、69 番は、使用貸借権で再設定。70 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 38 頁までの 70 件の中間管理権設定ですが、38 頁の 10 年もの 70 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾崎 38 頁の 70 番は、借人の福元会長に関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上野 福元会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議長 次に残りの 69 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、39 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 39 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

39 頁の 1 番から 3 番は、鹿児島県地域振興公社が受け手に売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 4 筆で 9 千 066 m<sup>2</sup>です。2 番は、串良町下小原の畑が 1 筆で 343 m<sup>2</sup>です。3 番は、串良町有里の畑が 2 筆で 6 千 147 m<sup>2</sup>です。3 件については、要件をすべて満たし

ており、問題ないと判断されます。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、39 頁の 3 件の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ですが、何かご意見がございませんか。

（なし）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、40 頁、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第 46 号につきましては、40 頁から 44 頁です。

今回は、所有権移転が 17 件、賃貸借権が 1 件の合計 18 件です。

初めに、40 頁です。

1 番は、畑が 2 筆で 5 千 109 m<sup>2</sup>の売買です。

2 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

3 番は、畑が 1 筆で 1 千 639 m<sup>2</sup>の売買です。

4 番は、畑が 14 筆で 24 万 1 千 692 m<sup>2</sup>の賃借権です。

次に、41 頁です。

5 番は、畑が 1 筆で 2 千 829 m<sup>2</sup>の贈与です。

6 番は、田が 1 筆で 859 m<sup>2</sup>の売買です。

7 番は、畑が 1 筆で 1 千 621 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、42 頁です。

8 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

9 番は、田が 1 筆で 1 千 046 m<sup>2</sup>の売買です。

10 番は、畑が 2 筆で 5 千 079 m<sup>2</sup>の売買です。

11 番は、畑が 1 筆で 2 千 433 m<sup>2</sup>の売買です。

12 番は、畑が 1 筆で 360 m<sup>2</sup>の売買です。

次に 43 頁です。

13 番は、田が 1 筆で 910 m<sup>2</sup>の売買です。

次の 14 番から 44 頁の 18 番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、40 頁から 44 頁までの 18 件の許可申請ですが、40 頁の 2 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、寺下委員に退席をいただき審議します。

（寺下委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 40 頁の 2 番は、受人の寺下委員が、畑が 1 筆で 496 m<sup>2</sup>の所有権移転の売買を行うもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 寺下委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(寺下委員：着席)

寺下委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、42 頁の 8 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 42 頁の 8 番は、受人の倉田委員のご息が、田が 1 筆で 900 m<sup>2</sup>の所有権移転の売買を行うもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、43 頁の 14 番から 44 頁の 18 番までは調査がなされていますので、43 頁の 14 番を細川委員に、15 番、16 番を大重委員に、17 番と 44 頁の 18 番を新地委員に、報告をお願いします。

細 川 推進委員の細川です。

去る 10 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

43 頁の 14 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、大根やキャベツ等を作付けすることでした。農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

大 重 議席番号 3 番の大重です。

去る 10 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いま

したので、報告します。43 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、トマト等の季節作物を作付けするとのことでした。

43 頁の 16 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

新 地 推進委員の新地です。

去る 10 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

43 頁の 17 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、枝豆、オクラ、ブドウ等を作付するとのことでした。

44 頁の 18 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、牧草を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 16 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45 頁、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 47 号につきましては、45 頁です。

今回は、1 件です。

1 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 1 件です、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、46 頁、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 48 号につきましては、46 頁から 47 頁です。

今回は、8 件です。

初めに 46 頁です。

1 番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、特定建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 7 年度第 1 回総会で審議済です。

4 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 7 年度第 5 回総会で審議済です。

次に 47 頁です。

5 番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 7 年度第 6 回総会で審議済です。

6 番は、農業委員会の取り決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 7 番及び 8 番は、全て記載のとおりです。 以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、46 頁から 47 頁までの 8 件の許可申請ですが、47 頁の 6 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、有馬委員に退席をいただき審議します。

(有馬委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 47 頁の 6 番は、渡人が有馬委員で、受人の有馬委員のご子息が、申請地に「牛舎、堆肥舎及びロール置場」を整備するもので、農地区分は農の 2 です。以上です。

議 長 有馬委員に係る転用申請 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有馬委員：着席)

有馬委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、調査がなされていますので、47 頁の 7 番を西ノ原委員に、8 番を福元里美委員に、報告をお願いします。

西ノ原 議席番号 19 番の西ノ原です。去る 10 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47頁の7番です。申請地は鹿屋上野郵便局の南南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

福元 推進委員の福元です。去る10月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47頁の8番です。申請地は川西簡易郵便局の東南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。次に、48頁、議案第49号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第49号につきましては、48頁から49頁です。

48頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件です。対象面積は、一般住宅が1件の500㎡です。次の49頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、48頁の1番を新原委員に、報告をお願いします。

新原 議席番号1番の新原です。

去る10月14日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。48頁をご覧ください。

1番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は49頁です。申請人は市外の方で、申請地は「鹿屋市立吾平小学校」の西南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあ

る「第一種農地」と判断されます。申請地に一般住宅を建設する計画ですが、申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、50頁、議案第50号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　　議案第50号につきましては、50頁です。

今回は1件です。1番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、50頁の1番、を矢野委員に、報告をお願いします。

矢 野 　　推進委員の矢野です。

去る10月15日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

50頁です。申請地は、輝北ダムの東に位置し、平成2年3月1日から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま説明・報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、51頁、議案第51号「令和六年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　　議案第51号につきましては、51頁から57頁です。鹿屋市より令和6年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。調査にあたっては、第1回総会において、大始良町の一部は藏ヶ崎委員、下高隈町の一部及び上高隈町の一部は徳田委員、吾平町麓の一部は堀之内委員、吾平町下名の一部は大園委員を任命し、それぞれの調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものや、農地以外から農地へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及

び事業実施区域図については、次の 52 頁から 57 頁に記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、藏ヶ崎委員、徳田委員、大園委員から調査結果の報告をお願いします。

藏ヶ崎 　　議席番号 8 番の藏ヶ崎です。

　　令和 6 年度に実施された獅子目町の一部・大始良町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。52 頁です。調査実施区域図は 54 頁です。

獅子目町の一部は、農地から農地以外の地目に変更するもの、計 1 件、614 m<sup>2</sup>、大始良町の一部は、農地から農地以外の地目に変更するもの、計 248 件、19 万 274.89 m<sup>2</sup>、農地以外の地目から農地へ変更するもの、計 5 件、3 千 661 m<sup>2</sup>については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

徳 田 　　議席番号 6 番の徳田です。令和 6 年度に実施された上高隈町の一部・下高隈町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。52 頁と 53 頁です。調査実施区域図は 55 頁と 56 頁です。上高隈町の一部は、農地から農地以外の地目に変更するもの、計 19 件、2 万 2 千 455.4 m<sup>2</sup>、下高隈町の一部は、農地から農地以外の地目に変更するもの、計 21 件、2 万 4 千 95 m<sup>2</sup>については、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

大 園 　　議席番号 18 番の大園です。53 頁です。調査実施区域図は 57 頁です。吾平町下名の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 148 件、32 万 7 千 701.86 m<sup>2</sup>、農地以外の地目から農地へ変更するもの、計 2 件、3 千 41.56 m<sup>2</sup>については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 　　ただいま、調査報告がありましたが地籍調査に伴い地目を変更するものです。52 頁、獅子目町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 1 件、農地以外の地目から農地へ変更するものはありません。

　　次に、大始良町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 248 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 5 件です。

　　次に、上高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 19 件、農地以外の地目から農地へ変更するものはありません。

　　次に 5 下高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 21 件、農地以外の地目から農地へ変更するものはありません。

　　次に、吾平町下名の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 148 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 2 件です。

以上、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、58 頁、議案第 52 号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 52 号につきましては、58 頁です。

今回は 1 件です。次の 1 番については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、川崎委員に報告をお願いします。

川 崎 議席番号 4 番の川崎です。

去る 10 月 15 日に、事務局と農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので、報告します。申請者は市内の法人で、申請地は祓川小学校の東の水田ですが、水害防止のために用排水路の付替や効率的に農地を利用したいため、農地の高低差を解消し筆ごとの畔を取り除き 6 筆を 2 筆にしたいとのことでした。盛土・切土による、隣接農地や道路への土砂流出がないよう、敷き均しをしっかりと行い、排水にも十分、留意するとのこと。周辺農地の地権者の同意もあることから、調査員としましては、形質変更については支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、59 頁、議案第 53 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 53 号につきましては、59 頁から 61 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 59 頁の 1 番から 60 頁の 14 番の 14 件ですのでお目通し願います。なお、6 番、7 番は無償。3 番、13 番は無償も可。9 番、10 番、12 番は、賃貸借も可としております。また、今回新たに、賃貸借希望が 61 頁の 1 番及び 2 番ですのでお目通しをお願いします。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。59 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を田村委員と松元委員に、2 番、3 番、4 番を本田委員と福元里美委員に、5 番を四元委員と細川委員に、6 番、7 番を倉田委員と高田委員に、8 番と、60 頁の 9 番を田原委員と門倉委員に、10 番を徳田委員と折尾委員に、11 番と 12 番を西ノ原委員と谷口委員に、13 番を村

山委員と上別府委員に、14番を藏ヶ崎委員と中牧委員に次に、61頁、賃貸借希望の1番を堀之内委員と矢野委員に、2番をわたくし福元と入佐委員に、お願いします。

次に、62頁、議案第54号「農地利用最適化推進委員の辞職について」を議題としますが、農業委員会の取決め制限にあたりますので木場委員に退席いただき審議します。

(木場委員：退席)

農地利用最適化推進委員の辞職について事務局の説明をお願いします。

松 元 木場夏芳委員から、令和7年9月30日付けで、令和7年10月31日をもって、一身上の都合により辞職したい旨の辞職願が提出されました。木場委員は、農業委員として、平成14年7月から令和6年7月まで8期22年間、うち会長職を4期12年勤められました。令和6年7月からは農地利用最適化推進員として現在まで勤められ、通算23年3ヶ月の在籍となります。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第9条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、辞職を承認してよろしいですか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、木場委員の辞職については、承認いたします。

(木場委員：着席)

木場委員の辞職については、承認と決定しました。

総会終了後に、木場委員から一言、挨拶をいただきたいと思います。

次に、63頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料64頁をご覧ください。合意解約につきましては、64頁から69頁です。今回は11件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、63頁から、68頁まで11件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第7回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

谷 口 推進委員の谷口です。水道業者が畑かん工事に伴う水道管の工事を行うが横山町の畑を一時借用できないかとの相談がありました。その場所は、牧草地で利用権設定をしている畑です。借人に借用してよいかの確認をするようには言いましたが、利用権設定している畑を1月から3月に使用したいとのことでしたが、一時借用することはできるのか。

局 長 私の方から回答させていただきます。利用権設定を受けているというのは、農地の使用

者に権利があって、その使用者がその農地に例えば現場事務所、もしくは資材を置きたいということだと思います。農地をそれ以外のものに使うのは、転用手続きが必要です。

鹿屋市だけではないんですけども、公的な公共工事については一時転用というものが認められております。一時転用については、県の判断も必要になってきますから、その部分は、この農業委員会総会場でいいですよという判断ではなくて、しばらくお時間をいただいた上で、県の判断を待って回答という形でよろしいでしょうか。

谷 口 業者も必要な書類があれば提出するとのことでしたので、そのように伝えます。

有 村 議席番号 10 番の有村です。中間管理機構について、お聞きしたいことがあります。

利用権の契約期間に賃借料の変更が生じた場合、契約の見直しではなく、軽微な変更届を、提出することでいいということを知ったんですが、そういったことで理解してよろしいでしょうか。

局 長 そこについては、運用面のことになりますので、中間管理事業を実施している地域振興公社に確認をしてお答えさせていただいていいですか。その手続きの仕方も含めてお答えさせていただきたいというふうに思います。

有 村 軽微な変更については、内容を調べていただいて契約の見直しをしないといけない場合は農業委員としてそれを伝えていかなければならないと思っていますので、調べて答えを出していただきたいと思います。

局 長 農地中間管理事業については、手引きがございまして、その手引きの中で記載されているものについては、すぐに回答できるというふうに思いますので、そのあたりも 1 回確認をして、お答えさせてください。

議 長 他にありませんか。

なければ、「農地利用最適化推進委員の募集について」事務局の説明をお願いします。

松 元 利用最適化推進委員の募集についてご説明します。

このことについては、先ほど議案第 54 号で承認された農地利用最適化推進員の辞職に伴い、新たに推進委員を募集するものです。鹿屋市農業委員会の「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第 10 条に推進委員に欠員が生じた場合は、推進委員の補充に努めなければならないとあることから今回推進委員を募集するものであります。具体的には、11 月上旬から中旬にかけて、市の広報紙やホームページ掲載の手続きを行い、応募期間は 11 月 12 日水曜日から 12 月 12 日金曜日までの 31 日間を予定しています。12 月 12 日までに応募があった場合は、選考委員会の開催を行い、12 月 23 日の総会で選任議案の承認をいただき総会終了後に推進委員の委嘱を行う予定としています。以上です。

議 長 次に、「農業者年金の加入促進について」事務局の説明をお願いします。

中 井 振興係の中井です。説明に先立ちまして夏にいただいた農地利用意向調査は、猛暑の中、調査いただきありがとうございます。次のご協力をお願いになりますが、毎年、委員の皆様にご協力いただいております農業者年金加入推進について、資料に沿ってご説明させていただきます。

加入推進方針になります。農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法のもとで、政策支援年金として、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に重要な制度として位置付けられております。今年度については、新規加入者の目標設定スローガンを「加入者累計 15 万人に向けた早期達成加入推進強化運動」に取り組むことになり、多くの農業者、特に次代を担う若手労働者への加入推進を図るとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への加入を、一層推進することといたします。

次に、昨年度令和 6 年度推進結果について、ご説明いたします。全国では、北海道 593 名が第 1 位であり、続いて 2 位が茨城県、3 位が長野県となっており、鹿児島県は 63 件で、全国で 10 位という状況です。ちなみに令和 5 年度は、鹿児島県は 70 件で全国 8 位でした。県内で見ますと、1 位が指宿市の 7 件、2 位が出水市と長島町の各 5 件となっており、鹿屋市は 2 件で、県内 9 位でした。昨年度は 3 件で、県内第 5 位でした。

次に、令和 7 年度の推進目標です。鹿屋市のみ説明しますが、今年度は全体で 5 名、20 歳から 39 歳の若年層は 2 名、女性は 2 名が設定されております。今年度については、本日現在において、委員の皆様のご協力で、すでに目標には達しておりますが、次年度の推進も含めて、ご協力のほどよろしく願いいたします。今年度の加入推進期間は、本日 10 月 23 日から令和 8 年 1 月 23 日、総会の日までとさせていただきます。

5 番目の加入推進の方法です。担当地区を中心とした個別訪問による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入への推進活動を実施します。加入推進活動目標は、委員の方当たり 3 日間とさせていただきます。推進活動の例としまして、知人等の農家や兼業農家への説明チラシ配布による周知活動、地域の農家の集まる会合や研修会などでの周知活動。加入意思のある方は、事務局の方で作成する年金額のシミュレーションを活用した推進活動などが挙げられます。次のページに移ります。活動いただけましたら、皆様に配布しております農業者年金加入推進記録簿に、活動内容、結果を記載してください。なお追加報酬の算定に必要ですので、ここの記録をとともに活動報告もあわせてお願いいたします。

推進記録簿を記載例については、図に示してある通りです。昨年度と同じものですので、書き方については記載例をご参照ください。

次のページになります。加入者推進対象者名簿については、お手元に渡しております。

9枚つづりの横長の名簿になります。昨年度は各地区、鹿屋・串良・輝北・吾平の方に分けて出しておりましたが、担当地区以外で推進いただいた事例が多くありましたので、今回は皆さんに鹿屋市全域を配布させていただいております。

昨年度のリストに、新規認定農業者等を追加しまして、そこからすでに加入された方と脱退された方、過去の方法で加入しない意向があった方については削除してあります。

過去の方法状況についても記載されておりますので、参考にさせていただきます。名簿は個人情報ですので、氏名・生年月日等、入っておりますので、取り扱いは、十分ご注意をお願いいたします。活動結果の提出期限は令和8年1月23日の総会の日までとさせていただきます。提出物は活動記録簿とこの棒の方も、その日に回収させていただきます。

活動が終わられた方は、随時提出をお願いいたします。活動の有無にかかわらず、必ず提出をお願いします。活動実績に応じた謝金を支払います。1日当たり4千円です。

すみません資料の方に、上限3日と記載されてるんですけども、間違いでした。

3回を超えて活動いただいた方にはその分お支払いは出します。

最後に、農業者年金加入推進部長について簡単にご説明させていただきます。

今年度の加入推進部長は鹿屋地区から持増委員、輝北地区から新原委員、串良地区から村山委員、始良地区から堀之内委員を選出しております。推進部長の皆様には、地域のリーダーとして、地域の委員皆様等の情報公開やサポート、認定農業者や新規就農者女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者年金の加入推進への積極的な役割を果たしていただいております。令和7年度の推進部長の研修は、令和7年9月2日に鹿児島市で、加入推進特別研修という形で行われました。

また加入推進部長には活動時間に応じた活動経費が鹿児島県農業会議より支払われております。

説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

尾崎 それでは、今、農業者年金の説明をさせていただきました。皆さんの方が、ご質問等はございませんでしょうか。また後程何かあれば、事務局の方にお尋ねいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

松元 私の方から2点ございます。これまで総会で説明しておりました地域別の農業委員会、農地利用推進委員会が11月10日にございますということで周知をしておりました。出欠をLINE等でまたお願いしておりましたが、まだの方がいらっしゃいますのでまたLINE等で出欠の回答をよろしく申し上げます。そしてもう1点が、農業祭り等における農地相談です。前回の相談で、各地区の担当委員が決まりました。集合時間等について、その委員に直接私が報告しますので、当日はよろしく申し上げます。私から以上です。

局長 それでは、11月の調査委員を申し上げます。11月12日、水曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、松元委員です。11月12日、水曜日、農振調査が田中委員、永山委員です。11月13日、木曜日、4条・5条の調査が、徳田委員、谷口委員です。11月13日、木曜日、3条調査が、中塩屋委員、岩下委員です。11月の総会は、11月21日、金曜日の9時から、市役所7階大会議室となります。以上です。

議長 他にありませんか。

ないようですので、推進委員の方から本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

谷口 先程相談のあった農地の譲渡目的外の一時借用についてです。地主と貸す人と借りる人と中間管理機構が関係して、耕作をしている場所です。耕作している場合をどうしても工事で利用する場合に公共工事と民間工事があると思いますが、その見方や公共工事で仮にあるとして、その人が誰と対応するのか、耕作者借り手の方か、貸し手の方が中間管理機構の方か、その辺がよくわかりません。回答をお願いします。

松元 以前の持ち主と借主の契約、これは借主が優先ですので、借りる期間等について、借りる方の合意があればよかったですのですが、今おっしゃったように、中間管理事業になってるということで、そこについて別途、県の方にも確認しまして、どういったやり方が正しいのかを精査をして、皆様に報告をしたいと思います。

谷口 中間管理機構が関係しない場所は、耕作者に伺いを立てるのか、それとも貸す人に伺いを立てるのかどちらが常識なんですかね。

松元 その農地を借りる方と、それ耕作をしている人、その方々の話し合いということになります。借りる人と貸す人両方の合意が必要になります。

局長 補足説明です。質問にあったように公共工事と一般の工事があります。公共工事に伴うものについては、届け出で足りるという形になっているようです。ただ、それ以外の一時使用については、一時使用届を出していただいて、県の決裁いただくという流れになると思います。ですから公共工事については届け出、それ以外のものについては、例えば、資材置き場や木材の搬出のためのものというのは、一時使用届を出していただいた上で、県の決定を待つという形になります。

議長 他にございませんか。

西ノ原 以前は、工事の際は、許可証を看板に貼っていましたが、現在貼っていません。工事の後、砂利になっており現況復帰がされていないところがあり、現況復帰がされない為、購入者が見つからない状況にある。許可証の看板を貼った方が、他の人も許可を取らないといけないといったことや現況復帰が必要なことがわかるのではないかと。

局長 運用の話だと思います。届け出だけでは、そこがきちんと届け出がされているのかどう

かもわかりづらいというようなことで、看板設置はどうかというようなご意見がありましたので、これも事務局の方で整理をさせていただきます。また次の総会あたりに、整理したものを運営委員会等に通した上で回答させていただきと思います。それと現況復帰については、それは原則です。おっしゃるように、現況復帰がなされていないのであれば、そこを最後に利用した業者にはきちんとした形で指導するべきだというふうに思いますので、そのような場所が分かった場合には、事務局の方にも連絡をいただいて、過去の許可の経緯などを調べた上で、現況復帰への指導をしていきたいというふうに思います。

議 長 他にございませんか。

なければ、これを持ちまして令和7年度第7回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)